

「事業所の事業の種類・業態」欄の様式（案１～案３）のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
案 1 （第２次試験調査と同じ） 今回の計画案による調査票様式	○ 「改定日本標準産業分類の適用に関する研究会」における議論を踏まえたものとなっている ○ 「(2)主な事業の内容」及び「(3)生産品 取扱い商品又は営業種目」欄が正確に記入されていれば、製造卸などの場合、付加価値に近い概念での産業分類格付けが可能	● １年間に従事した延べ人数を調査客体が把握していない場合や少人数で複数事業を展開している場合、従事者数での記入は困難（第２次試験調査実施市区・都道府県等から多数意見あり） ● 「(2)主な事業の内容」と「(3)生産品 取扱い商品又は営業種目」の定義が異なっているため、調査客体が混乱 ● 従業者のフルタイム換算が行えない限り、正確に年間の事業ごとの従事者数が算出できない ● 国勢調査などの世帯調査は売上高を基準としていることから、調査間で不整合が発生し、利用者が混乱することは不可避
案 2 「収入額又は販売額」に 戻した調査票様式	○ 平成18年事業所・企業統計調査と同じ調査方法であり、調査客体などから記入しにくいなどの意見もなく、容易に理解し得る概念 ○ 国勢調査などの世帯調査との結果の整合性が保てる	● 製造卸などの場合、「付加価値を正確に表していない事例が発生
案 3 (1) 事業を選択してもらう方式 欄の記入の中から従事者数最大の	○ 客体が産業大分類を正確に理解していた場合は、「(1)この事業所で行っている事業」欄と「(2)主な事業の内容」欄との関連付けが明確	● 案１と同じデメリットに加え、以下の懸念 ● 「(1)この事業所で行っている事業」欄については、調査客体が該当する産業大分類の判断を行うことから、客体が産業分類を理解していなかった場合、誤った事業内容を記入されることが懸念（第１次試験調査結果においては、主産業に格付けされた分類が(1)欄にマークされていなかったケースが15%程度存在） ● 試験調査等で一度も実施しなかった手法を取ることにより、想定外の混乱が生ずる懸念

平成21年経済センサス - 基礎調査における「事業所の事業の種類・業態」欄の様式について

案1 今回の計画案による調査票様式(第2次試験調査と同じ)

(「改定日本標準産業分類の適用に関する研究会」において了解されたもの)

- ・第2次試験調査における調査員や調査客体からの意見等により、調査客体の混乱を招かないか、記入しやすい調査方法となっているかの検証を行う予定

(2) 主な事業の内容 (この事業所で行っている事業のうち 年間を通じて 従事している人数が最も多い事業について その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生産品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生産品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	

案2 「従事している人数」を「収入額又は販売額」に戻した調査票様式

- ・平成18年事業所・企業統計調査と同じ調査方法であり、これまで調査客体などから書きにくいなどの意見はなかった

(2) 主な事業の内容 (この事業所で行っている事業のうち 過去1年間の収入額又は販売額の最も多い事業について その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生産品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生産品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	

案3 大分類を決める際に、(1)欄の記入の中から従事者数最大の事業を選択してもらう方式

- ・(1)欄のマークが正しく選択されなかった場合、それに引きずられて誤った分類に格付けされる可能性がある

(2) 主な事業の内容 (上記(1)でマークした事業のうち 年間を通じて 従事している人数が最も多い事業について その事業の内容を具体的に記入してください)	
(3) 生産品 取扱い商品又は営業種目 (上記(2)で記入した主な事業の内容について 生産品 取扱い商品又は営業種目を 年間を通じて収入額又は販売額の多い順に右の ~ 欄に記入してください)	